

紀の川市地域公共交通活性化再生協議会規約

制定 平成30年6月14日

改正 令和元年6月27日

改正 令和4年6月13日

改正 令和5年4月1日

改正 令和7年4月1日

(名称)

第1条 本会の名称は、紀の川市地域公共交通活性化再生協議会（以下「協議会」という。）とする。

(目的)

第2条 協議会は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議し、又は地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国自旅第240号）第3条の規定に基づき、生活交通確保維持改善事業（以下「確保維持改善事業」という。）の作成に関する協議及び実施に関わる連絡調整を行い、若しくは地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うことを目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 確保維持改善事業及び地域公共交通計画の策定及び変更の協議に関する事項
- (2) 確保維持改善事業及び地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関する事項
- (3) 確保維持改善事業及び地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に係る調整に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的達成のために必要な事項

(構成員)

第4条 協議会は、次に掲げる団体及び個人をもって構成するものとする。

- (1) 紀の川市副市長及び紀の川市長の指名する市職員
- (2) 法第2条第2号に掲げる公共交通事業者等及びその組織する団体が推薦する者
- (3) 住民又は利用者の代表
- (4) 近畿運輸局和歌山運輸支局長又はその指名する者
- (5) 岩出警察署長又はその指名する者

(6) 道路管理者、学識経験者その他の協議会が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則（平成31年紀の川市規則第25号）のとおりとする。ただし、再任を妨げない。

(会長)

第6条 会長は、紀の川市副市長をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

3 会長は、協議会の会計を監査する監査委員を委員の中から任命する。

(副会長)

第7条 副会長は、委員のうちから学識経験者をもって充てる。ただし、学識経験者が複数人いる場合は会長が指名する学識経験者とする。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が不在のときは、会長の職務を代理する。

(監査委員)

第8条 協議会に監査委員2名を置く。

2 協議会の出納監査は、監査委員が行う。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(協議会の運営)

第9条 協議会は、会長が招集し、副会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員は、都合により協議会を欠席する場合は、代理の者を出席させることができ、代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 協議会は原則として公開とする。ただし、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるときは、非公開で行うものとする。

6 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(書面による決議)

第10条 協議会は、会議の内容が軽微な場合又は緊急その他やむを得ない事情により会議を開催することが困難であると会長が認める場合は、書面により決議をすることができる。この場合において、前条第4項中「出席委員」とあるのは、「回答」と読み替え、その規定を準用する。

(協議結果の尊重義務)

第11条 協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(部会)

第12条 協議会は、第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため必要に応じて部会を設置することができる。

2 部会の設置に際し、組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(守秘義務)

第13条 協議会の委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第14条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局長は、紀の川市企画部長をもって充てる。

3 事務局次長は、紀の川市企画部交通政策課長をもって充てる。

4 事務局員は、紀の川市企画部交通政策課の職員をもって充てる。

(経費)

第15条 協議会の運営及び事業に要する費用は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第16条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬)

第17条 協議会は、市民又は公共交通に関する学識経験を有する委員に対し、報酬を支給することができる。

(その他)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成30年6月14日から施行する。

この規約は、令和元年6月27日から施行する。

この規約は、令和4年6月13日から施行する。

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

この規約は、令和7年4月1日から施行する。